

どうして「嘘の自白」をするのか？

だれでも「自白」させられます！

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

『相棒』という刑事ドラマの番組で、3人の被疑者が厳しい取調べに、共犯でもないのに全員犯行を自白してしまい、逆に真犯人が誰なのかわからなくなってしまう……というストーリーがありました。

そんな設定を荒唐無稽なものに感じられたでしょうか。それとも、いかにもありそう！と思われたでしょうか。

★★★

2014年3月に、冤罪の可能性が高いと認められ、逮捕から48年ぶりに保釈された袴田巖さんの場合、「自白」したのは逮捕から20日目のことでした。袴田さんを犯人と決めつけての取調べは一日平均12時間に及びました。無理に作られた供述調書は、不自然なところが多すぎて、死刑判決を出した裁判でも、45通のうち証拠として認められたのは1通だけだったそうです。

昨年（2015年）10月、再審請求中に獄死した名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんは、深夜までおよぶ警察の執拗な追求によって、「自白」に応じてしまいました。裁判になればきっと本当のことがわかってもらえると思っていたことだったそうです。そして、一番の津地裁では無罪判決を得たのですが、「死刑になるような事件で、無実の者が自白するはずがない」と、名古屋高裁では逆転・有罪の死刑判決となってしまったのでした。

★★★

「私がやりました」と言えばすぐに釈放してやる。……微罪であっても、罪を認めるまで保釈にならないことが慣例化している日本の「人質司法」のもとでは、誰でも簡単に「自白」に追いこまれます。ベテランの刑事は、犯人と決めつけた被疑者から、巧みな誘導尋問で「真犯人しか知りえない事実」を語らせたり、「反省」や「謝罪」の言葉さえ引き出します。

殺人などの重大な事件では、いつまでも罪を否認していると死刑になるぞ、と脅され、「嘘の自白」を強要されることもよくあります。

★★★

テレビ・ドラマで描かれたとおり、容疑者の数だけ「自白」はいくらでも作られるのです。そんな危険があるからこそ、日本国憲法にはこんな条文もあるのですが、ご存じでしたか？

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠と

することができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。